

平成21年12月25日
社会保険庁運営部年金保険課
（担当・内線）楠元、山本（3661、3666）
（ダイヤルイン）03（3595）2810
（電話代表）03（5253）1111

報道関係者 各位

社会保険庁のオンラインシステム上の記録において受給資格 期間（25年）を満たしている者に係る実態調査について

社会保険庁のオンラインシステム上の記録において受給資格期間（25年）を満たしている者に係る実態調査について、別添のとおり、とりまとめましたのでお知らせします。

社会保険庁のオンラインシステム上の記録において受給資格期間(25年)を満たしている者に係る実態調査について

1. 調査の概要

- 今回、社会保険庁のオンラインシステム上の記録において受給資格期間（25年）を満たしている（70歳までの期間について、保険料納付を行うことにより25年を満たすことができる場合を含む。）が、年金を受給していることが確認されない62歳以上の者についての調査を行ったところ。

- 調査対象 2, 338人(注1)
〔 62歳～64歳 2, 018人 〕
〔 65歳～69歳 278人 〕
〔 70歳～ 42人 〕

(注1) 平成21年7月1日に公表した「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者に係る実態調査」において、調査対象事案を特定するために用いた約4千件の事案（年金未受給者であって、平成21年4月1日時点で62歳以上の者の事案から無作為抽出したもの）のうち、社会保険庁のオンラインシステム上の情報において、「保険料納付済期間」、「保険料免除期間」及び「納付可能な70歳までの期間」を合算して受給資格期間（25年）を満たすもの（70歳までの期間について、保険料納付を行うことにより25年を満たすことができるものを含む。）。

(注2) 上記の年齢は、平成21年4月1日時点。

- 上記調査対象について、オンラインシステム上の記録に基づく調査を行うとともに、より詳細な実態把握を行う必要がある調査対象者について、訪問調査を実施した。

2. 調査の結果

- 老齢基礎年金の支給開始年齢に達していない者(※) …… 1, 088人(46.5%)
〔 62歳～64歳 …… 1, 088人 〕
※60歳台前半であって1年以上の厚生年金・船員保険の加入期間を有するが、特別支給の老齢厚生年金を受給していることが確認されなかった者を除く。

- 年金を受けている者(※) …… 448人(19.2%)
〔 62歳～64歳 …… 343人 〕
〔 65歳～69歳 …… 100人 〕
〔 70歳～ …… 5人 〕

※全額支給停止となっている場合を含む。また、裁定請求中の者を含む。

- 死亡していることが確認された者 99人(4.2%)
- | | | |
|-----------|-------|-----|
| 〔 62歳～64歳 | | 30人 |
| 〔 65歳～69歳 | | 44人 |
| 〔 70歳～ | | 25人 |

- 70歳までの期間を納付すれば受給資格期間を満たす者 233人(10.0%)
- | | | |
|-----------|-------|------|
| 〔 62歳～64歳 | | 182人 |
| 〔 65歳～69歳 | | 51人 |

【上記233人のうち、実態を聴取できた109人の状況】

(〔 〕内は、109人に占める割合。)

ア) そのことを知っていた者 91人 [83.5%]

【国民年金への任意加入の有無等について】

- 国民年金に任意加入をしている.....56人
- 厚生年金に加入している.....13人
- 国民年金に任意加入していない(厚生年金に加入している者を除く).....22人

【任意加入していない理由(上記22人の内訳)】

- 経済的に保険料を納付することが困難である.....13人
- 任意加入してまでも年金を受給する必要性を感じない.....3人
- その他.....6人

イ) そのことを知らなかった者 18人 [16.5%]

【受給資格期間を満たすことを知らなかった主な理由】

- 年金相談を受けなかった.....8人
- 年金制度の知識を持っていなかった.....7人
- その他.....3人

- 上記のほか、年金の受給資格期間を満たすにもかかわらず、年金を受給していることが確認されなかった者 470人(20.1%)

【上記470人のうち、実態を聴取できた249人の状況】

(〔 〕内は、249人に占める割合。)

- ア) 受給資格期間を満たすことを知っていた者 209人 [83.9%]
- イ) 受給資格期間を満たすことを知らなかった者 40人 [16.1%]

ア. 60歳台前半であって、1年以上の厚生年金・船員保険の加入期間を有するが、特別支給の老齢厚生年金を受給していることが確認されなかった者 375人(16.0%)

[62歳～64歳 375人]

【上記375人のうち、実態を聴取できた187人の状況】

([]内は、187人に占める割合。)

ア) 受給資格期間を満たすことを知っていた者 159人 [85.0%]

【裁定請求をしていない主な理由】

- これから請求するつもりだった..... 87人
- 在職中であるため..... 19人
- 老齢基礎年金と一緒に請求するつもりだった..... 14人
- 支給開始年齢に達していないと思っていた..... 13人
- 裁定請求することを忘れていた..... 6人
- その他..... 20人

イ) 受給資格期間を満たすことを知らなかった者 28人 [15.0%]

【受給資格期間を満たすことを知らなかった主な理由】

- 年金制度の知識を持っていなかった..... 9人
- 年金が出ないと思い込み年金相談を受けなかった..... 8人
- 年金に関心がなかった..... 3人
- 厚生年金の加入期間がないものと思っていた..... 3人
- その他..... 5人

イ. 60歳台後半であって、年金を受給していることが確認されなかった者 83人(3.6%)

[65歳～69歳 83人]

【上記83人のうち、実態を聴取できた56人の状況】

([]内は、56人に占める割合。)

ア) 受給資格期間を満たすことを知っていた者 47人 [83.9%]

【裁定請求をしていない主な理由】

- 繰り下げ請求を考えている..... 25人
- これから請求するつもりだった..... 12人
- 裁定請求することを忘れていた..... 5人
- その他..... 5人

イ) 受給資格期間を満たすことを知らなかった者 9人 [16.1%]

【受給資格期間を満たすことを知らなかった主な理由】

- 年金が出ないと思いつき年金相談を受けなかった・・・5人
- 年金制度の知識を持っていなかった・・・3人
- 年金に関心がなかった・・・1人

ウ. 70歳以上であって、年金を受給していることが確認されなかった者
12人(0.5%)

[70歳～ 12人]

【上記12人のうち実態を聴取できた6人の状況】

([]内は、6人に占める割合。)

ア) 受給資格期間を満たすことを知っていた者 3人 [50.0%]

【裁定請求をしていない理由】

- 裁定請求することを忘れていた・・・1人
- 年金をもらえなくていいと思いつき国民年金保険料の納付を途中でやめたし
今も受給するつもりはない・・・1人
- 個人情報関係で年金を請求できなかった深い事情がある・・・1人

イ) 受給資格期間を満たすことを知らなかった者 3人 [50.0%]

【受給資格期間を満たすことを知らなかった理由】

- 受給資格がないものと思っていた・・・2人
- 体の具合が悪く年金を受給できるか確認ができなかった・・・1人

3. 本調査結果を踏まえた今後の対応

本調査結果を踏まえ、年金の受給資格期間を満たす方（満たし得る方）に確実に年金を受給していただくため、以下のような周知・広報等の取組を進める。

（１）年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対する「お知らせ」の送付

- ・社会保険庁のオンラインシステム上の記録において、年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対して、請求を促すための「お知らせ」を新たに送付する。（具体的内容等について検討中）

（２）70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす方に対する任意加入制度の周知等のための方策の検討

- ・社会保険庁のオンラインシステム上の記録において、70歳までの間に保険料を納付すれば受給資格期間を満たす方に対して、任意加入制度の周知等を図るための具体的な方策を検討する。

（３）ご本人にとって年金請求や任意加入制度への加入のきっかけとなる様々な媒体による広報（政府広報等）の展開

- ・年金の受給手続きや任意加入制度を中心とした効果的な広報を展開。（政府広報の実施、社会保険庁ホームページの掲載内容の工夫等。）
- ・市区町村の協力も得て、各市区町村が発行する広報誌に掲載いただき、より幅広い住民の方々への周知を実施。

（４）市区町村等に対して、社会保険事務所への相談を促していただくよう協力依頼

- ・ご本人による市区町村窓口等への相談時に、社会保険事務所に送付している年金相談マニュアルを参考に、必要な方には、社会保険事務所への相談を促していただくよう協力依頼。